

寒川町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当 _____)</p> <p>第19条 条例第14条の規定により準用する給与条例第17条から第17条の3までに規定する期末手当 _____</p> <p>_____を支給される職員の範囲、<u>期末手当の支給額その他期末手当の支給</u> _____及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤の職員の例による。</p>	<p>～略～</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当 <u>及び勤勉手当</u>)</p> <p>第19条 条例第14条の規定により準用する給与条例第17条から第17条の3までに規定する期末手当 <u>及び条例第14条の2の規定により準用する給与条例第18条に規定する勤勉手当</u> (以下この条において「<u>期末手当等</u>」という。)を支給される職員の範囲、<u>期末手当等の支給額その他期末手当等の支給</u>及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤の職員の例による。</p>
<p>～略～</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当 _____)</p> <p>第23条 条例第24条の規定により準用する給与条例第17条から第17条の3までに規定する期末手当 _____</p> <p>_____を支給される職員の範囲、<u>期末手当の支給額その他期末手当の支給</u> _____及び一時差止に関し必要な事項 _____</p> <p>_____については、常勤の職員の例による。</p>	<p>～略～</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当 <u>及び勤勉手当</u>)</p> <p>第23条 条例第24条の規定により準用する給与条例第17条から第17条の3までに規定する期末手当 <u>及び条例第24条の2の規定により準用する給与条例第18条に規定する勤勉手当</u> (以下この条において「<u>期末手当等</u>」という。)を支給される職員の範囲、<u>期末手当等の支給額その他期末手当等の支給</u>及び一時差止に関し必要な事項 (<u>支給日に関する事項を除く。</u>)については、常勤の職員の例による。</p>
<p>(加える)</p> <p>2 条例第24条第1項 _____</p> <p>_____に規定する規則で定めるものは、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間が15時間30分未満の者(当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間が</p>	<p>2 <u>期末手当等の支給日は、別表第3の基準日欄に掲げる基準日に応じて、それぞれ支給日欄に掲げる日とする。ただし、支給日が日曜日又は土曜日に当たるときは、繰り上げて支給することができる。</u></p> <p>3 条例第24条第1項 <u>及び条例第24条の2第1項</u>に規定する規則で定めるものは、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間が15時間30分未満の者(当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間が</p>

週によって異なる場合には、1週間当たりの平均時間が15時間30分未満の者)とする。

3 条例第24条第1項の規定により読み替えて準用する給与条例第17条第4項 _____

_____に規定する規則で定める額は、次の各号に定める額の合計額とする。

(1)～(4) (略)

～略～

別表第1 職種別基準表(第4条関係)

職種	基礎 号給		上限	
	職務 の 級	号 給	職務 の 級	号 給
(略)				
ヘルパー	1	8	1	40
(加える)				
保育士	1	15	1	47
(略)				
助産師	1	70	1	93
(加える)				
子育て支援相談員	2	17	2	58

別表第2 (略)

(加える)

～略～

週によって異なる場合には、1週間当たりの平均時間が15時間30分未満の者)とする。

4 条例第24条第1項の規定により読み替えて準用する給与条例第17条第4項及び

条例第24条の2第1項の規定により読み替えて準用する給与条例第18条第3項に規定する規則で定める額は、次の各号に定める額の合計額とする。

(1)～(4) (略)

～略～

別表第1 職種別基準表(第4条関係)

職種	基礎 号給		上限	
	職務 の 級	号 給	職務 の 級	号 給
(略)				
ヘルパー	1	8	1	40
防犯相談員	<u>1</u>	<u>12</u>	<u>1</u>	<u>24</u>
保育士	1	15	1	47
(略)				
助産師	1	70	1	93
防犯アドバイザー	<u>1</u>	<u>78</u>	<u>1</u>	<u>90</u>
子育て支援相談員	2	17	2	58

別表第2 (略)

別表第3 (第23条関係)

基準日	支給日
<u>6月1日</u>	<u>6月20日</u>
<u>12月1日</u>	<u>12月20日</u>

～略～

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行す
る。